

那覇市告示第 414 号
令和 6 年 12 月 17 日

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(令和 6 年 1 月那覇市告示第 475 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 31 日とする。

那覇市長 知念 覚



都道府県	指定地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町